

印西市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び印西市景観条例（平成30年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工作物の定義)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。ただし、鉄道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

- (1) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気供給又は有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）を除く。）
- (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (3) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）その他これらに類するもの
- (5) 擁壁、塀、柵その他これらに類するもの
- (6) 太陽光発電施設（同一敷地又は一団の土地等に太陽光発電設備等を設置するものであって、建築物の屋上等に設置するものを除く。）

(行為の届出)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

(行為の変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書（別記第2号様式）に前条に規定する届出書に添付した図書のうち、変更に係るものを添えて行うものとする。

(適合通知)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観計画に定められた制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内行為適合通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(事前協議)

第6条 条例第12条第2項に規定する規則で定める書類は、事前協議書（別記第4号様式）とする。

- 2 前項の事前協議書には、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、当該右欄に掲げる事項を明示した当該中欄に掲げる図書を添えるものとする。
- 3 市長は、前項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 4 条例第12条第1項の規定による事前協議は、同項第1号に掲げる行為にあ

っては法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする日、条例第12条第1項第2号に掲げる行為にあつては千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）に基づく許可申請をしようとする日の30日前までに開始するものとする。

（身分証明書の様式）

第7条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第5号様式）とする。

（勧告書の様式）

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（別記第6号様式）により行うものとする。

（変更命令書の様式）

第9条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（別記第7号様式）により行うものとする。

（期間延長通知書の様式）

第10条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（原状回復等命令書の様式）

第11条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（別記第9号様式）により行うものとする。

（行為の完了等の報告）

第12条 条例第16条の規定による報告は、景観計画区域内行為完了等報告書（別記第10号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する報告書（行為の完了に係るものに限る。）には、当該報告書に係る行為が完了した後の状況を示す写真並びに撮影の位置及び方向を示した図面を添付しなければならない。

（景観重要建造物等の指定の提案の様式）

第13条 省令第7条第1項及び第12条第1項に規定する提案書は、景観重要建造物等指定提案書（別記第11号様式）とする。

（景観重要建造物等の指定の通知等）

第14条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

2 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

3 法第21条第2項及び第30条第2項に規定する標識に表示する事項は、次に掲げるとおりとする。

（1） 指定番号及び指定の年月日

（2） 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

（3） その他市長が必要と認める事項

4 前項に規定する標識は、景観重要建造物又は景観重要樹木の景観と調和し

た意匠とするとともに、道路その他の公共の場所から見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要建造物等の現状変更）

第15条 省令第9条第1項及び第14条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物等現状変更許可申請書（別記第14号様式）とする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、景観重要建造物等現状変更許可等通知書（別記第15号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（景観重要建造物等の所有者の変更の届出）

第16条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書（別記第16号様式）により行うものとする。

（景観まちづくり団体の認定の申請等）

第17条 条例第21条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） その活動が良好な景観の形成に資すると認められること。
- （2） その活動が所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。
- （3） その活動が専ら営利を目的とするものでないこと。
- （4） その活動が政治的又は宗教的なものでないこと。

2 条例第21条第2項の規定による申請は、景観まちづくり団体認定申請書（別記第17号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1） 団体規約
- （2） 活動区域を示す図面
- （3） 構成員及び役員の名簿
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第21条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、景観まちづくり団体認定等通知書（別記第18号様式）により通知するものとする。

4 条例第21条第3項の規定による届出は、景観まちづくり団体変更等届出書（別記第19号様式）に、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める書類を添付して行うものとする。

- （1） 申請の内容を変更したとき 当該変更を証する書類
- （2） 景観まちづくり団体を解散したとき 当該団体の解散を証する書類

5 市長は、条例第21条第4項の規定により景観まちづくり団体の認定を取り消したときは、景観まちづくり団体認定取消通知書（別記第20号様式）により通知するものとする。

（景観計画の変更の提案）

第18条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画変更提案書（別記第21号様式）により行うものとする。

（印西市景観審議会の会議等）

第19条 条例第24条第1項に規定する印西市景観審議会（以下「審議会」とい

う。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(公表の方法)

第20条 条例第15条による公表は、印西市公告式条例（昭和29年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第6条）

行為	図書	明示すべき事項
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置図（縮尺1／2,500以上。以下同じ。）	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物又は工作物の敷地の位置
	現況写真（2方向以上のカラー写真。以下同じ。）	行為の場所（近景）及び周辺の状況（遠景）を表すもの
	配置図（縮尺1／1,000以上。以下同じ。）	1 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法並びに敷地境界線 2 行為の対象となる建築物又は工作物の位置 3 行為の対象となる建築物又は工作物の敷地及び隣接する建築物又は工作物の敷地に接する道路の位置及び幅員 4 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 5 擁壁、かき、柵、塀、ごみ置き場等の高さ、長さ、材料
	2面以上の立面図（縮尺1／500以上）	1 縮尺、開口部の位置、構造及び主要部分の材料の種別 2 外壁・屋根等の仕上げの方法及びマンセル値（工業標準化法（昭和24年法

		律第185号様式) に基づく日本工業規格 Z 8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。以下同じ。) 表示による色彩並びに着色する部分の寸法、面積及び見付面積(建築物の外壁及び屋根又は工作物の外装の一面における垂直及び水平投影面積をいう。以下同じ。) における割合
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項
開発行為	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる区域の位置
	現況写真	行為の場所(近景)及び周辺の状況(遠景)を表すもの
	現況平面図(縮尺 1 / 1,000以上)	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	土地利用計画図(縮尺 1 / 1,000以上。以下同じ。)	1 縮尺、方位、行為後の法面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画 2 植栽計画がある場合は、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数
	断面図(縮尺 1 / 1,000以上。以下同じ。)	行為の前後における区域の縦断面図及び横断面図
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	方位、道路、目標となる地物及び物件の堆積を行う敷地の位置
	現況写真	行為の場所(近景)及び周辺の状況(遠景)を表すもの
	土地利用計画図	1 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法並びに敷地境界線 2 物件の堆積を行う位置 3 敷地境界沿いの処理方法(遮へい物等の位置、種類、構造、マンセル値表示による色彩及び規模又は植栽等の位置、樹種、樹高及び本数) 4 敷地に接する道路の位置及び幅員

	断面図	行為の前後における区域の縦断図及び横断図
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項
木竹の伐採	位置図	方位、道路、目標となる地物及び木竹の伐採を行う区域の位置
	現況写真	行為の場所（近景）及び周辺の状況（遠景）を表すもの
	土地利用計画図	伐採し、移植し、又は植栽する樹木の位置、樹種、樹高及び本数
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項
屋外広告物の表示等 （表示若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは色彩の変更をいう。以下同じ）	位置図	方位、道路、目標となる地物及び屋外広告物の表示等を行う敷地の位置
	現況写真	行為の場所（近景）及び周辺の状況（遠景）を表すもの
	配置図	縮尺、方位、敷地の形状、敷地の境界及び広告物の位置
	立面図（縮尺 1 / 100以上）	縮尺、主要部分の材料の種別、構造、寸法及びマンセル値表示による色彩
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項